

写

13高 第100号
平成13年2月27日

(郡山市、いわき市所在の施設を除く)

各特別養護老人ホーム施設長
各養護老人ホーム施設長
各介護老人保健施設管理者様
各軽費老人ホーム施設長
各老人デイサービスセンター施設長
各高齢者生活福祉センター施設長

福島県保健福祉部長

高齢者保健福祉施設における事故の報告について(通知)

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただいております。感謝申し上げます。

また、高齢者保健福祉施設の安全確保については、常に御配慮をいただきありがとうございます。

さて、高齢者保健福祉施設における事故等の報告については、「老人保健福祉施設における安全確保について(平成7年12月22日付け7高第1090号福島県保健福祉部長通知。以下「7高第1090号通知」という。)に基づき行われているところですが、県としても、事故等の状況をより詳細に把握し、問題点を改善してより適切な対応を図る必要があるため、今後は、下記により、直ちに所管の社会福祉事務所又は保健所を経由の上、高齢保健福祉課まで報告くださるようお願いいたします。

なお、この通知の施行により、7高第1090号通知は廃止します。

記

1 報告の対象とする事故等の内容

- (1) 火災の発生
- (2) 地震、津波、台風等の天災による被害
- (3) 入所者(利用者を含む。以下同じ。)の長時間の所在不明(概ね24時間経過しても発見できない場合等)
- (4) 入所者の事故による死亡
- (5) 入所者間または職員の暴行等による入所者の死傷
- (6) その他(1)から(5)までに準ずる重要な事項

2 提出書類 別紙様式第1号による事故等報告書及び別紙様式第2号による改善結果報告書

3 施行期日 平成13年2月27日

(事務担当 高齢保健福祉課施設福祉係、保健福祉係)

電話 024-521-7164・FAX024-521-7985)